

2月号

# おおもり 青色便り



No.0597

一般社団法人 大森青色申告会

平成27. 2. 1

## 会員カードをご持参下さい。 期限内申告と早期提出にご協力を！

### 所得税の申告期限と納付期限は

～3月16日(月)です。振替納税は4月20日(月)

### 消費税の申告期限と納付期限は

～3月31日(火)です。振替納税は4月23日(木)



申告会では、待ち時間短縮と混雑緩和のため、決算申告相談に「予約制」を導入いたしました。まだご予約がお済みでない方は予約状況に若干の空きがございますので、お急ぎご予約をお取り下さい。

予約期間には個別の相談時間を多く取り、ゆつくり相談できる環境を作っておりますので、是非、予約期間をご利用になり申告して頂きたいと思っております。

また、先着順受付期間においては、長時間お待たせしてしまうことが予想されますので、お時間に余裕を持ってご来所頂けますよう予めご了承下さい。

申告会では、早期提出を奨励しておりますので「予約制」を活用して早期提出にご協力下さい。

## 早期提出にご協力を！

「早期提出のメリット」  
申告した内容に誤りがあった場合、申告期限内であれば、「訂正申告」をするだけで誤りを直すことができます。

申告期限を過ぎて訂正する場合は、「修正申告」又は「更正の請求」の手続きが必要となります。

「修正申告」の場合には、延滞税及び加算税の納付が必要になることがあります。

「更正の請求」は、証拠書類等の提出が必要で、納め過ぎの税金が戻るまでに時間がかかります。

早期提出で安心して申告しましょう。

「会員カード」を受付事務の簡略化と混雑緩和のためご持参いただけますようお願いいたします。

1月29日～3月9日まで予約期間（3月10日より先着順受付開始！）

## 確定申告予約指導期間をご利用下さい。

### 必ず2面のチェックシートをご覧になりご来所下さい。資料不足などで相談出来ない場合もあります。

一般社団法人大森青色申告会では、税理士会の協力を得て、「正しい決算と申告」をモットーに、会員の皆様の決算確定申告相談及び申告書の提出を受付けます。



## お知らせ



### 土地の譲渡にかかる書類、株の譲渡にかかる書類や「特定口座年間取引報告書」などを持参した会員の指導について

#### ☆事前指導を受け

譲渡所得の内訳書または株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を作成済み、またはご自身で作成済みの会員の場合には

↓  
確定申告書第3表の作成まで行います。

ご自身にて作成済みの場合でのチェックは致しかねますのでご了承ください  
赤字の繰り越しのみの場合も同様です

#### ☆事前指導を受けず

譲渡所得の内訳書または株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書が作成できていない場合には

↓  
B申告書の入力を行い 2表(控除の面)を  
出力し税務署での指導を受けていただきます

### 会費納入のお願い

同会報2ページ目に確定申告スケジュールを掲載させていただきました。  
只今予約期間のご相談を受付けておりますが、平成26年度会費に未納がございますと御相談をご遠慮いただく場合がございますのでご了承下さい。  
お手数ですが確定申告ご予約日までに平成26年度未納会費のご入金をお願い致します。  
尚、先着順相談期間でのご利用も同様です。  
会費が未納になっている方のご相談はできかねますので、当日ご持参いただくか、事前に納入いただけるようご協力ください。

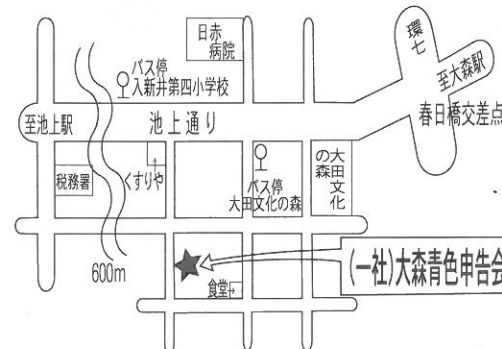
#### ●● 事務局よりお知らせ ●●

3月17日(火)は創立記念日のため、  
3月18日(水)・19日(木)・20日(金)は税務研修のためお休みとなります。



### 一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄  
大田区中央3丁目10-18  
TEL : 03 (3771) 8859  
FAX : 03 (3773) 6388  
URL : <http://www.oomori-aioro.org>  
Eメール : [aioro-o@nifty.com](mailto:aioro-o@nifty.com)



平成27年2月・3月の  
無料法律相談、  
無料保険相談、  
お休みいたします。

都税事務所からのお知らせ

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に提出する必要があります。詳細は、HPまたは下記問合せ先へ

問：主税局課税部課税指導課 03-5388-2969

事務局からのお知らせ

青色共済会員増強キャンペーン実施中!

〈キャンペーン期間、平成27年3月16日まで〉

加入時現在、業務に従事している東京都の青色申告会会員、専従者、従業員で、

生年月日が **昭和28年11月2日** から **平成11年11月1日** までに生まれた方

新規・追加加入の方全員に **QUOカード贈呈!**

さらに大森会独自のキャンペーン実施中 ※掛金は、必要経費となります。

[会費・手続]

- ・会費(掛金)は1人月額1,000円です
- ・会費は原則として3カ月分前納です
- ・お申込人となれる方は東京都内の青色申告会員(事業主)に限ります
- ・加入申込書(票)に必要事項を記入押印の上所属青色申告会へお申込みください
- ・ご加入にあたっての健康診査はありません
- ・ご加入にあたり、同意確認のため、対象者全員の加入申込書(票)への記名押印が必要となります

[保障(補償)の責任開始日の注意事項]

加入申込日から保障(補償)開始日までの間に入院等された場合はお支払いの対象外となり、かつ、上記の「加入いただけない方」に該当した場合は、契約の取消し(解除)となります。

[加入いただけない方]

ガン(肉腫、悪性腫瘍)、白血病、脳出血、脳軟化症、くも膜下出血、心臓病、てんかん、結核、高血圧、胃・十二指腸潰瘍、肝臓病、腎摘出、腎炎、ネフローゼ、子宮筋腫、糖尿病等の病気で、過去1年以内に入院、手術および医師の指示による2週間以上の通院服薬、治療を受けたことがある方は加入できません



確定申告期 スケジュール

平成26年分 決算確定申告指導	電話で予約	平成27年 1月29日(木)～3月9日(月)	完全予約制 電話でお申込下さい。 土曜日の予約は2月21日、2月28日、3月7日の3日間で午前のみとなります。
	先着順受付	平成27年 3月10日(火)～3月16日(月)	受付時間:午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 先着順で受付ます。 土曜日の指導は3月14日午前中のみとなります。 ★混雑が予想されますので予約制の期間をご利用ください。
平成26年分 消費税確定申告指導	先着順受付	平成27年 3月23日(月)～3月31日(火)	受付時間:午前9時～11時30分、午後1時～3時30分 先着順で受付ます。 ★消費税の確定書が届いていなくても課税事業者は申告が必要です。

「確定申告のご相談」お出かけ前チェックリスト

e-Tax・代理送信をご利用の方には、所得税・消費税の申告書は送付されません。

チェック欄	チェックする内容
	平成24年・25年分の決算書、申告書の控えはありますか？(2年分が必要です) (損失・株の申告・修正・更正があった場合はその控え)
	各種帳簿、月別集計表の記入・合計は出来ていますか？
	自由業・給与所得者は支払調書・源泉徴収票はありますか？
	年金受給者は日本年金機構等(旧社会保険庁)より送られてくる源泉徴収票はありますか？
	申告会から送られてくる減価償却表はありますか？
	減価償却の対象となる資産の購入・変更のある方は明細書・領収証はありますか？
	借入金のある方は、計算明細表はありますか？(26年中に支払った借入れ利息がわかるもの)
	源泉徴収簿(専従者・従業員)の源泉税領収証書(納付書)はありますか？
	医療費の平成26年1月～12月に支払った金額の集計が出来ていますか？ 領収証はありますか？
	国民健康保険の平成26年1月～12月に支払った金額の集計ができていますか？
	国民年金の平成26年1月～12月に支払った領収証書または、控除証明書はありますか？ 領収証書の原本または、控除証明書の添付が義務付けられましたので必ずご持参ください。
	国民年金基金の控除証明書はありますか？(加入者のみ)
	介護保険の平成26年1月～12月に支払った金額の集計ができていますか？
	生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除証明書はありますか？(加入者のみ)
	地震保険料、長期損害保険料の控除証明書はありますか？(加入者のみ)
	小規模企業共済の控除証明書はありますか？(加入者のみ)
	下書きはお済みですか？申告会で送付した決算書・申告書の下書き用をご利用下さい。
	朱肉印鑑(認印で可)はありますか？(シャチハタ印不可)
	その他、土地・建物の売買のあった方は事前に内訳書の作成ができていますか？
	青色申告特別控除65万円を受けられる方は、必ず帳簿をご持参ください。
	e-Taxによる電子申告をされる方は、住基カードはありますか？ ログイン番号パスワードはわかりますか？電子証明書は更新しましたか？
	譲渡所得の内訳書(今年から申告期間中の譲渡所得の内訳書の作成は行わないこととなりました)
	株式等の計算明細書(今年から申告会での、株式等の計算明細書の作成は行わないこととなりました)